

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

V ILO

4 その他

国際労働基準の見なおし

一九八四年の第七〇回ILO総会で国際労働基準のあり方について論じた事務局長報告をめぐって一般討議が展開され、その結果を受けて同年一一月の第二二八回理事会で理事会のなかに「国際労働基準に関する作業部会」を設置することが決定された。その任務は、(1)一九七九年に理事会が決定した既存の条約勧告の分類および将来基準設定が行われるべき事項について再検討を加えること、(2)基準設定のベース、既存の基準の改正・統合と新基準の採択の相対的優先度の検討をふくめて、基準採択にかかわる将来の方針を検討すること、などであった。

作業部会は政府側二〇名、労使各側一〇名の計四〇名からなり、初会合は一九八五年五月の第二三〇回理事会のときに開かれた。

作業部会は検討結果に関する報告書を一九八七年二～三月開催の第二三五回理事会に提出し、了承された。この報告書は、既存の条約および勧告について、(1)今後優先的に推進すべきもの、(2)改正すべきもの、および(3)その他に分類するとともに、将来新たな基準の採択が考えられる事項を列挙している。将来新基準の採択が考えられる事項をいくつかあげれば次のとおりである。

(基本的人権) 刑務所における労働、社会保障における男女平等待遇
(雇用政策・人的資源開発) 技術の発展に直面する労働者の基本的権利の保護、雇用促進と社会保障、労働者臨時派遣事業所の規制
(労使関係) 就業規則とその内容の決定方法、懲戒処分に関連する労働者保護、企業レベルにおける意思決定への労働者参加
(雇用条件) 企業が債務履行不能におちいった場合の労働者の保護、交替制労働者の労働条件、パートタイム労働者の雇用・労働条件、ホテル・レストラン等の労働者の労働条件

(労働安全衛生) 労働災害および職業病の通報・記録手続きの整備、危険有害物の製造・貯蔵にかかわる事故の防止、精神身体的疾患および精神的ストレスの予防、非電離放射線からの保護、農薬用化学物質の利用にかかわる安全衛生、商業施設等における火災予防

ポーランド、ILO脱退を撤回

ポーランド政府はILO理事会が同国内の結社の自由問題に関連してとった措置を不満として、一九八四年一一月七日付でILOからの脱退を通告し、その後脱退を一年延長していたが、一九八七年一一月一六日付で脱退通告を撤回するとILOに通報した。

日本の労働者派遣法に関する申し立て事件

一九八五年一二月、日本の全港湾、運輸一般、民放労連など二六の労組団体から、同年七月公布された労働者派遣法(法律第八八号)は有料職業紹介業務を禁止しているILOの一九四九年の

有料職業紹介所条約(改正)(第九六号)に違反する、との申し立てがILO憲章の規定にもとづいてなされたが、一九八七年一月の第二三八回ILO理事会は「違反せず」との判断を示した。

日本国内で開催された会議

一九八七年中にILOは、「労働関係福祉施設に関するアジア太平洋地域三者構成セミナー」(一月三〇日～一二月四日)と、職業訓練関係の四つの会議ないしセミナーを、日本政府の協力によって日本で開催した。

「連合」結成大会にILO事務局長からメッセージ

フランシヤール事務局長は、一九八七年一月二〇日の全日本民間労働組合連合会(連合)の結成大会に、次のようなメッセージを寄せた。

「連合」発足の大会開催に際して、六二労組五五五万人の日本の労働者を代表してこの歴史的な大会に出席されている代議員の皆様、心からご挨拶を申し上げます。

「連合」の結成により、民間部門の日本の労働者は、国内的・国際的レベルで新しい協力の時代に入ろうとしています。このことは間違いなく、あらゆるところの労働者の福祉と団結に大きく貢献することでしょう。

われわれILOはこれまで日本の労働組合の支援と協力を高く評価しており、私は将来、「連合」との協力関係が一層強まることを期待しています。

この歴史的な成果をお祝い申し上げるとともに、「連合」が将来すべての面で成功することを祈っています。

ILO事務局長 フランシス・ブランシヤール

【参考資料】(1)ILO総会等の議題報告書、(2)ILO理事会資料等。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
